

2015年度

# 審判講習会資料

(2014年度競技規則修改正ほか)



# JAAF

# NAGANO

一般財団法人長野陸上競技協会  
競技運営委員会審判部

2015年度 公益財団法人日本陸上競技連盟競技規則修改正（案）

現行&修改正：変更 現行：削除 修改正：追加、挿入 現行&修改正：移動

ページ	条項	現 行	修 改 正 案
<b>第 1 部 競技会役員</b>			
126	118	<p>第 1 条 1(a)(b)(c)(f)に該当する競技場内での競技会では I A A F または地域陸連が国際スターターと国際写真判定員を任命する。</p> <p>国際スターターは技術代表によって割り当てられたレースをスタートさせるとともに、関連した任務も遂行する。</p> <p>国際写真判定員は写真判定業務を監督する。</p>	<p>第 1 条 1(a)(b)(c)(f)に該当する競技場内での競技会では I A A F または地域陸連が国際スターターと国際写真判定員を任命する。</p> <p>国際スターターは技術代表によって割り当てられたレースをスタートさせるとともに、関連した任務も遂行する。</p> <p>国際写真判定員は写真判定員主任となり写真判定業務を監督する。</p>
126	119	<u>上訴審判員</u>	<u>ジュリー (Jury)</u>
129	123	<p><b>技術総務</b></p> <p>技術総務は以下の責任を負う。</p> <p>(a) トラック、助走路、サークル、円弧、角度、フィールド競技の着地場所が正しく整備され、また用器具が規則に合致していることを確認する。</p> <p>(b) 技術代表によって承認された競技会の技術的・組織的計画に従って用器具を設置することと撤収すること。</p> <p>(c) 競技場所で使用する競技関連物品の準備が前述の計画に従っていること。</p> <p>(d) <u>第 187 条 2 に従って、競技会に許可された個人の投てき用具を点検し、マークを付けること。</u></p> <p>(e) 第 135 条に従って、競技会前に公式計測員から必要な証明書を受け取ること。</p> <p>〔国内〕 技術総務のもとに用器具係をおく。用器具係は各競技に必要な用器具を整備し、その競技開始前にこれを配置し、競技終了後にこれを撤収する。〔参照 第 135 条〕</p>	<p><b>技術総務</b></p> <p>技術総務は以下の責任を負う。</p> <p>(a) トラック、助走路、サークル、円弧、角度、フィールド競技の着地場所が正しく整備され、また用器具が規則に合致していることを確認する。</p> <p>(b) 技術代表によって承認された競技会の技術的・組織的計画に従って用器具を設置することと撤収すること。</p> <p>(c) 競技場所で使用する競技関連物品の準備が前述の計画に従っていること。</p> <p>(d) <u>〔国際〕 第 187 条 2 に従って、競技会に許可された個人の投てき用具を点検し、マークを付けること。</u></p> <p>(e) 第 135 条に従って、競技会前に公式計測員から必要な証明書を受け取ること。</p> <p>〔国内〕 1 本連盟では施設用器具委員会が「<u>公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程</u>」等に基づき検定を実施し、<u>公認競技会を開催し得る十分な精度のある適切な施設であると認定しているため、その確認の報告を受ける。</u></p> <p>2 <u>投てき用具の確認は、公式計測員が代わって行い、報告を受ける。</u></p> <p>3 技術総務のもとに用器具係をおく。用器具係は各競技に必要な用器具を整備し、その競技開始前にこれを配置し、競技終了後にこれを撤収する。〔参照 第 135 条〕</p>
138	133	<u>場内司令</u>	<u>マーシャル (Marshal)</u>
139	135	<p><b>公式計測員</b></p> <p>〔国内〕 本連盟では施設用器具委員会が</p>	<p><b>公式計測員</b></p> <p>〔国内〕 1 本連盟では施設用器具委員会が</p>

		「陸上競技場公認に関する細則」によって計測する。	「公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程」等に基づき検定を実施し、公認競技会を開催し得る十分な精度のある適切な施設であると認定している。公式計測員は、その確認を技術総務に報告するとともに検定報告書を閲覧できるようにする。 2 使用する投てき用器具の確認報告を技術総務に行う。〔参照 第123条〕
<b>第2部 競技会一般規則</b>			
141	140	〔国際－注意〕 iii、ivを適用するため、〔注意〕として i、iiへ移行する。	〔注意〕 i 道路競歩、道路競技、クロスカンントリー／マウンテンコースについては第230条10 第240条2 第240条3 第250条2 第250条3 第250条4 第251条1を参照すること。 ii 室内陸上競技施設については第211条を参照すること。
151	146 3	…。抗議に関連する種目の同じラウンドで競技している（または、 <del>チーム得点対抗の競技会で競技している</del> ）競技者またはチームに限り抗議することができる。	…。抗議に関連する種目の同じラウンドで競技している競技者またはチームに限り抗議（あるいは上訴）することができる。 〔国際〕 抗議に関連する種目の同じラウンドで競技している（または、チーム得点対抗の競技会で競技している）競技者またはチームに限り抗議（あるいは上訴）することができる。
155	147	…。…。第1条1(i),(j)の競技会では、混合競技は所管する地域陸連の特別な許可があれば認める。 〔注意〕 フィールド競技において男女混合競技が行われる場合は、記録用紙は個別に作成され、結果は各性別に発表される。 〔国内〕 男女混合競技は、同一種目への男女それぞれの参加者が少なく、混合で実施することによって競技時間の短縮が図られる場合に限る。	〔注意〕 1 フィールド競技において男女混合競技が行われる場合は、記録用紙は個別に作成され、結果は各性別に発表される。 2 この規則によりトラック競技で認められる男女混合競技は、参加者が極端に少なく男女別々での実施が非効率的である場合に限る。 3 トラックにおける男女混合競技では、いかなる場合でも、他の性別の競技者がペースメイクをしたり、助力をしたりするような行為は許されない。 〔国際〕 第1条1(i),(j)の競技会では、混合競技は所管する地域陸連の特別な許可があれば認める。
155	148	競技会で使用される計測装置の精密度は、国の測定機関によって承認された適切な組織によって認定されるので、全ての測定が国または国際的な基準に則したものとなる。第1条1(a)(b)(c)(f)以外の競技会では、ファイバーグラス製巻尺を使用してもよい。	〔国際〕 競技会で使用される計測装置の精密度は、国の測定機関によって承認された適切な組織によって認定されるので、全ての測定が国または国際的な基準に則したものとなる。第1条1(a)(b)(c)(f)以外の競技会では、ファイバーグラス製巻尺を使用してもよい。

156	149 2	<p>2 項全文を〔国際〕扱いとする。 日本では140条で競技会は公認に関する規則に合致している競技場で行うことになっている。 公式計測員が検定証を発行する仕組みになっていない。</p>	<p>〔国際〕 2. 街角の広場、他のスポーツ施設、砂浜等のような伝統的に陸上競技を実施することが可能な施設で達成された、通常、競技場内で実施される種目の記録は以下の条件のすべてを満たしていれば、世界記録を含むすべての目的において認められる。 (a)規則第1条から第3条に規定されている統括団体（加盟団体）が、認可していること。 (b)その競技に公認審判員が委嘱され、審判員によって運営されていること。 (c)必要に応じて規則に合致した用器具が用いられていること。 (d)その競技は、規則に合致し、かつ、規則第135条の下、競技会当日に公式計測員によって計測され発行された検定証を得た競技場所や施設で実施されること。 〔国際〕注意 競技場所・施設が規則に合致していることを示す報告書の現行の標準書式は、IAAF事務局より入手可能で、IAAFのウェブサイトからダウンロードすることもできる。</p>
<b>第3部 トラック競技</b>			
157	160 1	<p>…。この方法は水濠を越えるためにメイントラックを離れる障害物競走、第162条10によるグループスタートの外側、そして縁石設置のない直走路にも適用されなくてはならない。後者の場合は（コーンまたは旗を置く）間隔が10mを超えないようにする。</p> <p>〔国内〕1 メイントラックを離れる障害物競走では、仮設の縁石を置くものとする。</p> <p>〔参照 公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程第3条〕</p>	<p>〔国際〕 この方法は水濠を越えるためにメイントラックを離れる障害物競走、第162条10によるグループスタートの外側、そして縁石設置のない直走路にも適用されなくてはならない。後者の場合は（コーンまたは旗を置く）間隔が10mを超えないようにする。</p> <p>〔国内〕1 メイントラックを離れる障害物競走とグループスタートでは、仮設の縁石（<u>代用縁石</u>）を置くものとする。</p> <p>5項の最後に移行</p>
158	2		<p>〔国内〕 国内の競技場では、<u>代用縁石を置くことから縁石とみなし、300mm外方を測る。</u></p>
	4	<p>〔国内〕 2010年4月1日以降に建造されたトラックに関しては、上記のレースのために、レーン幅は1m220(±0.01m)とする。</p>	<p>〔国内〕 2010年4月1日以降に建造されたトラック及び走路を<u>全面改修するトラック</u>に関しては、上記のレースのために、レーン幅は1m220(±0.01m)とする。</p>
159	7	<p><u>競技場の建設、設計そしてマーキングに関するすべての技術的情報は、IAAF陸上</u></p>	<p>公認陸上競技場は、第1種、第2種公認陸上競技場の基本仕様、公認陸上競技場およ</p>

		<p>競技施設マニュアルに網羅されている。本規則では、守られるべき基本的な原則を示している。</p> <p>〔国内〕 公認陸上競技場は、第1種、第2種公認陸上競技場の基本仕様、公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程、陸上競技場公認に関する細則による。</p>	<p>び長距離競走路ならびに競歩路規程、陸上競技場公認に関する細則による。</p> <p>〔国際〕 競技場の建設、設計そしてマーケティングに関するすべての技術的情報は、IAAF陸上競技施設マニュアルに網羅されている。IAAF規則では、守られるべき基本的な原則を示している。</p>
164	162 7	<p>〔国内〕 混成競技と道路競走および駅伝競走を除いて、一度の不正スタートでも責任を有する競技者は失格とする。</p> <p>混成競技と道路競走および駅伝競走においては、各レースでの不正スタートは1回のみとし、その後に不正スタートした競技者は、すべて失格とする。〔参照 第200条8(c)〕</p> <p>〔国際〕 混成競技を除いて、一度の不正スタートでも責任を有する競技者は失格とする。</p> <p>混成競技においては、各レースでの不正スタートは1回のみとし、その後に不正スタートした競技者は、すべて失格とする。</p> <p>〔国内〕 本連盟が主催、共催する競技会以外では、本規則を準用することが望ましいが、混成競技、道路競走および駅伝競走を除いた種目においては主催者の判断で、各レースでの不正スタートは1回のみとしその後に不正スタートした競技者はすべて失格とする規則を適用することができる。</p>	<p>〔国内〕 1 混成競技と道路競走および駅伝競走を除いて、一度の不正スタートでも責任を有する競技者は失格とする。</p> <p>混成競技と道路競走および駅伝競走においては、各レースでの不正スタートは1回のみとし、その後に不正スタートした競技者は、すべて失格とする。〔参照 第200条8(c)〕</p> <p>2 本連盟が主催、共催する競技会以外では、本規則を準用することが望ましいが、混成競技、道路競走および駅伝競走を除いた種目においては主催者の判断で、各レースでの不正スタートは1回のみとしその後に不正スタートした競技者はすべて失格とする規則を適用することができる。</p> <p>〔国際〕 混成競技を除いて、一度の不正スタートでも責任を有する競技者は失格とする。</p> <p>混成競技においては、各レースでの不正スタートは1回のみとし、その後に不正スタートした競技者は、すべて失格とする。</p>
167	10	<p>〔国内〕 2—この方法は1,500m・3,000m S-Cで実施してもよい。</p>	
176	165 15	<p>カメラが正しく設置されていることを確認するために、また、写真判定画像が読み取りやすいようにするために、レーンラインとフィニッシュラインの交差部分は適切なデザインで黒く塗る。</p> <p>〔国際〕 そのようなデザインは当該交差部分のみに施し、フィニッシュラインのスタートラインに近い方の端から向こう側に20mm以内にとどめ、手前にはみ出してはならない。</p>	<p>カメラが正しく設置されていることを確認するために、また、写真判定画像が読み取りやすいようにするために、レーンラインとフィニッシュラインの交差部分は適切なデザインで黒く塗る。そのようなデザインは当該交差部分のみに施し、フィニッシュラインのスタートラインに近い方の端から向こう側に20mm以内にとどめ、手前にはみ出してはならない。</p>
191	169 5	<p>〔注意〕 最初の障害物の幅は、少なくとも5mあることが望ましい。</p>	<p>〔国内〕 最初の障害物の幅は、少なくとも5mとする。</p> <p>〔注釈〕 IAAF規則は〔注意〕として「最初の障害物の幅は、少なくとも5mあることが望ましい」としているが、本連盟の陸上競技場公認に関する細則では必備器</p>

			具として、1台は幅5mとすると規定されている。
<b>第4部 フィールド競技</b>			
199	180 2       187 2	(c) <u>用具</u> (d) <u>用具</u> を持つ持たないに関係なく、サークルや着地場所 〔国内〕本条(b)は審判長が特に認めた区域において使用可能とする。	(c) <u>投てき物</u> (d) <u>投てき物</u> を持つ持たないに関係なく、サークルや着地場所 〔国内〕本条(b)は審判長が特に認めた区域において使用可能とする。 <u>投てき競技においては、誤って手から離れた時に他者に危害を与えるような物を利用しての練習はできない。</u>  <u>〔国内〕本連盟が主催、共催する競技会において総務は該当する各競技会規定に基づき、競技者個人所有または製造会社提供の用具の使用を認めることができる。ただし、主催者が用意した投てき用具としてリストに記載されていない場合で、本連盟検定済みのもので競技前に主催者により検査を受け合格のマークが記したものでなければならない。このとき、すべての競技者が使用できることが条件となる。</u>
<b>第6部 室内競技</b>			
255	216	<del>〔国内〕全天候舗装のトラックではスパイクの先端が鋭利なものは使用してはならない。</del>	
<b>第7部 競歩競技</b>			
260	230 3(a)       13	競歩審判員主任は、第1条1(a)(b)(c)(d)(f)に該当する競技会ならびに本連盟が主催、共催する競技会では、残り100mからフィニッシュまでの間で、競技者の歩型が第230条1に明らかに反する時、競歩審判員主任はその競技者にそれまでに出示された赤カードの有無に関わらず、その競技者を主任単独で失格にする権限をもつ。	競歩審判員主任は、第1条1(a)(b)(c)(d)(f)に該当する競技会ならびに本連盟が主催、共催する競技会および第147条で認める男女混合競技では、残り100mからフィニッシュまでの間で、競技者の歩型が第230条1に明らかに反する時、競歩審判員主任はその競技者にそれまでに出示された赤カードの有無に関わらず、その競技者を主任単独で失格にする権限をもつ。 <u>〔国内〕第147条で認める男女混合競技の競歩審判員主任はJRWJであることが望ましい。</u>
		第1条(a)(b)(c)(f)に該当する競技会ならびに国内の競技会では、競歩競技のスタートとフィニッシュが日の出後から日没前になる様に調整しなければならない。	第1条(a)(b)(c)(f)に該当する競技会ならびに国内の <u>道路</u> 競技会では、競歩競技のスタートとフィニッシュが日の出後から日没前になる様に調整しなければならない。

日本陸上競技連盟駅伝競走規準の修改正提案 2015年2月全国競技運営責任者会議

現行&修改正：変更

現行：削除

修改正：追加・挿入

現行&修改正：移動

現 行	修 改 正 案																																																								
<p style="text-align: center;"><b>第1条 総 則</b></p> <p>駅伝競走は、本連盟競技規則第240条1〔国内〕1の規定により、以下の規準に基づいて行う。本規準に特別に定めるものの他は本連盟競技規則を準用する。 必要により、独特の状況等に応じた駅伝競走内規等を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第1部 競技会役員</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2条 競技会役員の編成</b></p> <p>主催者はすべての役員を任命する。つぎの役員の数と、その役割は原則的なものであり、主催者は状況によりこれを変更することができる。</p> <p>運営役員</p> <table border="0"> <tr><td>総務</td><td>1人</td></tr> <tr><td>総務員</td><td>1人以上</td></tr> <tr><td>技術総務</td><td>1人</td></tr> </table> <p>競技役員</p> <table border="0"> <tr><td>審判長</td><td>1人</td></tr> <tr><td>競走審判員</td><td>2人以上</td></tr> <tr><td>監 察 員</td><td>2人以上</td></tr> <tr><td>計 時 員</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>スターター</td><td>1人以上</td></tr> <tr><td>出 発 係</td><td>1人以上</td></tr> <tr><td>走 路 員</td><td>1人以上</td></tr> <tr><td>中継所役員</td><td>各中継所3人以上</td></tr> <tr><td>記録・情報処理員</td><td>1人以上</td></tr> <tr><td>アナウンサー</td><td>1人以上</td></tr> <tr><td>医師（医務員）</td><td>1人以上</td></tr> </table> <p><del>競技者係、給水係、役員係、報道係、必要に応じて補助員</del></p> <p style="text-align: center;"><b>第3条 競技会役員の任務</b></p> <p>1. 総 務</p> <p>(a) 競技会を管理し、運営の全責任を負う。またすべての役員の任務の状況を監視し、必要があるときには総務員を指名して、総務の任務の一部を代行させることができる。</p> <p>(b) 競技会の準備委員会とその他の委員会を招集し、それに関する議事日程を作成する責任を負う。すべての通信連絡を含む管理上の事務処理を担当する。</p> <p>2. 技術総務</p> <p>主として技術面から総務を補佐する。特にコース設定、たすき、給水等を管理する。</p> <p>3. 審判長</p> <p>(a) 競技規則（本連盟競技規則、本規準、内規等）が遵守されているかどうかを監視する責任を負い、競技中に起ったすべての技術的問題ならびに本基準、内規に規定されていない事項についても決定する。また、競技の最終結果を承認する。</p> <p>(b) 不適当な行為をする競技者を除外させたり、競技続行不可能と判断された競技者を中止させる権限を有する。審判長の権限を技術総務、競走審判員、監察</p>	総務	1人	総務員	1人以上	技術総務	1人	審判長	1人	競走審判員	2人以上	監 察 員	2人以上	計 時 員	3人以上	スターター	1人以上	出 発 係	1人以上	走 路 員	1人以上	中継所役員	各中継所3人以上	記録・情報処理員	1人以上	アナウンサー	1人以上	医師（医務員）	1人以上	<p style="text-align: center;"><b>第1条 総 則</b></p> <p>駅伝競走は、本連盟競技規則第240条1〔国内〕1の規定により、以下の規準に基づいて行う。本規準に特別に定めるものの他は本連盟競技規則を準用する。 必要により、独特の状況等に応じた駅伝競走内規等を定めることができる。 <u>ロードリレーに関しては規則第240条を参照のこと。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第1部 競技会役員</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2条 競技会役員の編成</b></p> <p>主催者はすべての役員を任命する。つぎの役員の数と、その役割は原則的なものであり、主催者は状況によりこれを変更することができる。</p> <p>運営役員</p> <table border="0"> <tr><td>総務</td><td>1人</td></tr> <tr><td>総務員</td><td>1人以上</td></tr> <tr><td>技術総務</td><td>1人</td></tr> </table> <p>競技役員</p> <table border="0"> <tr><td>審判長</td><td>1人</td></tr> <tr><td>競走審判員</td><td>2人以上</td></tr> <tr><td>監 察 員</td><td>2人以上</td></tr> <tr><td>計 時 員</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>スターター</td><td>1人以上</td></tr> <tr><td>出 発 係</td><td>1人以上</td></tr> <tr><td>走 路 員</td><td>1人以上</td></tr> <tr><td>中継所役員</td><td>各中継所3人以上</td></tr> <tr><td>記録・情報処理員</td><td>1人以上</td></tr> <tr><td>アナウンサー</td><td>1人以上</td></tr> <tr><td>医師（医務員）</td><td>1人以上</td></tr> </table> <p><u>その他必要な競技役員及び補助員を配置する。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第3条 競技会役員の任務</b></p> <p>1. 総 務</p> <p>(a) 競技会を管理し、運営の全責任を負う。またすべての役員の任務の状況を監視し、必要があるときには総務員を指名して、総務の任務の一部を代行させることができる。</p> <p>(b) 競技会の準備委員会とその他の委員会を招集し、それに関する議事日程を作成する責任を負う。すべての通信連絡を含む管理上の事務処理を担当する。</p> <p>2. 技術総務</p> <p>主として技術面から総務を補佐する。特にコース設定等を管理する。</p> <p>3. 審判長</p> <p>(a) 競技規則（本連盟競技規則、本規準、内規等）が遵守されているかどうかを監視する責任を負い、競技中に起ったすべての技術的問題ならびに本基準、内規に規定されていない事項についても決定する。また、競技の最終結果を承認する。</p> <p>(b) 不適当な行為をする競技者を除外させたり、競技続行不可能と判断された競技者を中止させる権限を有する。審判長の権限を技術総務、競走審判員、監察</p>	総務	1人	総務員	1人以上	技術総務	1人	審判長	1人	競走審判員	2人以上	監 察 員	2人以上	計 時 員	3人以上	スターター	1人以上	出 発 係	1人以上	走 路 員	1人以上	中継所役員	各中継所3人以上	記録・情報処理員	1人以上	アナウンサー	1人以上	医師（医務員）	1人以上
総務	1人																																																								
総務員	1人以上																																																								
技術総務	1人																																																								
審判長	1人																																																								
競走審判員	2人以上																																																								
監 察 員	2人以上																																																								
計 時 員	3人以上																																																								
スターター	1人以上																																																								
出 発 係	1人以上																																																								
走 路 員	1人以上																																																								
中継所役員	各中継所3人以上																																																								
記録・情報処理員	1人以上																																																								
アナウンサー	1人以上																																																								
医師（医務員）	1人以上																																																								
総務	1人																																																								
総務員	1人以上																																																								
技術総務	1人																																																								
審判長	1人																																																								
競走審判員	2人以上																																																								
監 察 員	2人以上																																																								
計 時 員	3人以上																																																								
スターター	1人以上																																																								
出 発 係	1人以上																																																								
走 路 員	1人以上																																																								
中継所役員	各中継所3人以上																																																								
記録・情報処理員	1人以上																																																								
アナウンサー	1人以上																																																								
医師（医務員）	1人以上																																																								

員等に委任しておく必要がある。

4. 競走審判員  
競技者がフィニッシュ・ライン、中継線における到達したときの着順を判定する。
5. 監察員  
審判長に指示された地点、あるいは指示された車両で競技を監察する。違反、妨害等が起こった場合、ただちに審判長に報告する。また、中継地点の引き継ぎを監察する。
6. 計時員  
競技者のフィニッシュラインまたは中継線に到達したときの時間を計測する。
7. スターター  
スタート地点における競技者を適正にスタートさせる。
8. 出発係  
競技者を招集し、ナンバーカード（ビブス）、たすき、服装を点検してスタートライン（中継線）に配置する。
9. 走路員  
競技者の走路を確保し、走路を間違えないよう白線、手旗などで指示する。  
各区間の中間点、あと3km、あと1kmを表示してもよい。
10. 中継所役員  
(a) 中継所には中継所主任を置く。また、出発係、競走審判員、監察員、計時員、記録・情報処理員、走路員等をおいてもよい。  
(b) 中継所主任は中継所を統括し、その中継所で、競技規則が遵守されているかどうかを監視する責任を負う。
11. 記録・情報処理員  
(a) 中継所、フィニッシュ地点の競走審判員、計時員の判定資料から順位、所要時間および区間記録を作成し、総務に提出する。  
(b) スタートリスト等必要な情報を関係競技役員に提供する。
12. アナウンサー  
スタート地点、中継所、フィニッシュ地点において競技者の紹介、公式記録の情報等をアナウンスする。
13. 医師(医務員)  
(a) 競技に出場することが危険と判断した競技者の出場をやめさせる権限を持つ。  
(b) 競技中に健康上不適当と判断した場合、競技を中止させる権限を持つ。

## 第2部 競技会

### 第4条 コース

1. 駅伝競走はコースとして定められた道路を走る。また、道路でない場所を使うことができる。その場合も、走る区分を明示する。
2. コースの計測は競技規則第240条3を適用する。区間距離は、一般に0.1km単位とする。

### 第5条 走行

1. 競技者は、定められた走行区分を走らなければならない。また、交差点では交差点の中心から右に出てはならない。

員等に委任しておく必要がある。

4. 競走審判員  
競技者がフィニッシュ・ライン、中継線に到達したときの着順を判定する。
5. 監察員  
審判長に指示された地点、あるいは指示された車両で競技を監察する。違反、妨害等が起こった場合、ただちに審判長に報告する。また、中継所におけるたすきの受渡しを監察する。
6. 計時員  
競技者がフィニッシュラインまたは中継線に到達したときのスタートからの時間を計測する。
7. スターター  
スタート地点で競技者を適正にスタートさせる。
8. 出発係  
競技者を招集し、ナンバーカード（ビブス）、たすき、服装を点検してスタートライン（中継線）に配置する。
9. 走路員  
競技者の走路を確保し、走路を間違えないよう白線、手旗などで指示する。  
各区間の中間点、あと3km、あと1km などの距離表示をしてもよい。
10. 中継所役員  
(a) 中継所には中継所主任を置く。また、出発係、競走審判員、監察員、計時員、記録・情報処理員、走路員等をおいてもよい。  
(b) 中継所主任は中継所を統括し、その中継所で、競技規則が遵守されているかどうかを監視する責任を負う。
11. 記録・情報処理員  
(a) 中継所、フィニッシュ地点の競走審判員、計時員の判定資料から順位、所要時間および区間記録を作成し、総務に提出する。  
(b) スタートリスト等必要な情報を関係競技役員に提供する。
12. アナウンサー  
スタート地点、中継所、フィニッシュ地点において競技者・チームの紹介、公式記録の情報等をアナウンスする。できる限りレース展開の情報を入手し、レースの様相を紹介する。
13. 医師(医務員)  
(a) 競技に出場することが危険と判断した競技者の出場をやめさせる権限を持つ。  
(b) 競技中に健康上不適当と判断した場合、競技を中止させる権限を持つ。

## 第2部 競技会

### 第4条 コース

1. 駅伝競走はコースとして定められた道路を走る。また、道路でない場所を使うことができる。その場合も、走る区分を明示する。
2. コースの計測は一般に0.1km単位とする。

### 第5条 走行

1. 競技者は、定められた走行区分を走らなければならない。また、交差点では交差点の中心から右に出てはならない。



2. 競技者が走行不能となった場合、即ち、歩いたり、立ち止まったり、倒れた状態になったときは、役員、チーム関係者等によって、道路の左端に移動させなければならない。その後、続行させるかどうかは審判長、医師(医務員)の判断による。
3. 競技者が途中で競技を続行できなくなったとき、または、競技を中止させられた場合は、原則として当該チームのその区間の競技を無効とする。ただし、そのチームの競技の続行、記録や成績の取り扱いは、その大会の内規等による。

#### 第6条 中 継

1. たすきの受け渡しは、中継線から進行方向 20mの間で行う。中継線は幅 50mm の白線とする。中継の着順判定およびタイムの計測は、前走者のトルソーが中継線に到達した時とする。

2. たすきを受け取る走者は、前走者の区域(中継線の手前の走路)に入ってはならない。また、たすきを渡した走者は直ちにコース外に出なければならない。

#### 第7条 繰り上げスタート

1. 走者の中継所への到着がはなはだしく遅れた場合、繰り上げスタートを行う。その条件は競技会前に各チームに公表する。
2. 繰り上げスタートは、審判長または中継所主任の指示で行う。この場合、中継線をスタートラインとする。

#### 第8条 ナンバーカード(ビブス)

ナンバーカード(ビブス)については競技規則第143条7以下を適用する。

#### 第9条 たすき

1. 駅伝競走はたすきの受け渡しをする。たすきは布製で長さ1m600～1m800、幅6cmを標準とする。
2. たすきは必ず肩から脇の下に掛けなければならない。
3. たすきは必ず前走者と次走者の間で手渡さなければならない。
4. たすきをチームが持参する競技会では、事前に大会本部において承認を得なければならない。

#### 第10条 給 水

1. 主催者は、コースの途中で給水を行なうことができるが、給水を行う場合は事前に公表する。

~~2. 給水のときは、必ず車を止めて下車して手渡し。交通の妨げどならなければならない給水所を設けてもよい。~~

~~3. 競技者(チーム)が前もって飲食物を携行することはできない。~~

#### 第11条 助 力

1. 競技者は競技中、いかなる助力も受けてはならない。
2. 人または車両による伴走行為は一切認めない。
3. 正常な走行ができなくなった競技者を一時的に介護するために、競技者の体に触れるのは助力とはみなさない。

#### 第12条 競技運営関係車両

1. 主催者が必要と認めた場合、競技運営関係車両を使用することができる。競技運営関係車両は、審判長車、

2. 競技者が走行不能となった場合、即ち、歩いたり、立ち止まったり、倒れた状態になったときは、役員、チーム関係者等によって、道路の左端に移動させなければならない。その後、続行させるかどうかは審判長、医師(医務員)の判断による。
3. 競技者が途中で競技を続行できなくなったとき、または、競技を中止させられた場合は、原則として当該チームのその区間の競技を無効とする。ただし、そのチームの競技の続行、記録や成績の取り扱いは、その大会の内規等による。

#### 第6条 中 継

1. 中継線は幅 50mm の白線で示す。たすきの受け渡しは、中継線から進行方向 20mの間に手渡して行わなければならない。中継線の手前からたすきを投げ渡したりしてはならない。中継の着順判定およびタイムの計測は、前走者のトルソーが中継線に到達した時とする。

[参照] 規則 164 条 2 項

2. たすきを受け取る走者は、前走者の区域(中継線の手前の走路)に入ってはならない。また、たすきを渡した走者は直ちにコース外に出なければならない。

#### 第7条 繰り上げスタート

1. 走者の中継所への到着がはなはだしく遅れた場合、繰り上げスタートを行うことができる。その条件は競技会前に各チームに公表する。
2. 繰り上げスタートは、審判長または中継所主任の指示で行う。この場合、中継線をスタートラインとする。

#### 第8条 ナンバーカード(ビブス)

ナンバーカード(ビブス)については競技規則第143条7以下を適用する。

#### 第9条 たすき

1. 駅伝競走はたすきの受け渡しをする。たすきは布製で長さ1m600～1m800、幅6cmを標準とする。
2. たすきは必ず肩から斜めに脇の下に掛けなければならない。
3. たすきは必ず前走者と次走者の間で手渡さなければならない。たすき渡しに際して、前走者がたすきを外すのは中継線手前 400m から、次走者がたすきをかけるのは中継後 200m までをおおよその目安とする。
4. たすきをチームが持参する競技会では、事前に大会本部において承認を得なければならない。

#### 第10条 給 水

主催者は、コースの途中で給水を行なうことができるが、給水を行う場合は給水場所及び手順を事前に公表する。

#### 第11条 助 力

1. 競技者は競技中、いかなる助力も受けてはならない。
2. 人または車両による伴走行為は一切認めない。
3. 正常な走行ができなくなった競技者を一時的に介護するために、競技者の体に触れるのは助力とはみなさない。

#### 第12条 競技運営関係車両

1. 主催者が必要と認めた場合、競技運営関係車両を使用することができる。競技運営関係車両は、審判長車、

審判車、本部車、監察車、記録車、救護車、報道関係車等である。

2. 競技者の安全を図り、駅伝競走による交通渋滞を招かないよう配慮する。
3. 一般車と区別するため、遠くからよく識別できる標識をつけなければならない。
4. 競技者の横に並んではならない。また、競技運営関係車両同士も互いに並走してはならない。
5. スタートライン、中継所、フィニッシュラインのところで駐停車してはならない。

審判車、本部車、監察車、記録車、救護車、報道関係車等である。

2. 競技運営関係車両は交通法規及び関係機関との合意事項を遵守しなければならない。
3. 競技者の安全を図り、駅伝競走による交通渋滞を招かないよう配慮する。
4. 一般車と区別するため、遠くからよく識別できる標識をつけなければならない。
5. 競技者の横に並んではならない。また、競技運営関係車両同士も互いに並走してはならない。
6. スタートライン、中継所、フィニッシュラインのところで駐停車してはならない。

## 競技運営上の諸問題 2

### 競歩における男女混合レースの運営方法

(公財) 日本陸上競技連盟 競技運営委員会  
委員 佐藤 孝洋

2015年2月14-15日 全国競技運営責任者会議

## 競技運営上の諸問題 2

### 競歩における男女混合レースの運営方法

#### • 問題の背景

通常 of 競歩競技会の場合、先頭競技者が最後の1周になると競歩審判員が移動するため、第1曲走路に審判が居なくなる等配置が不均衡になる。

男女同時スタートのレースの場合、男女に力量の差が著しく、審判員の配置が不均衡になっている時間が長くなる。

## 競技運営上の諸問題 2

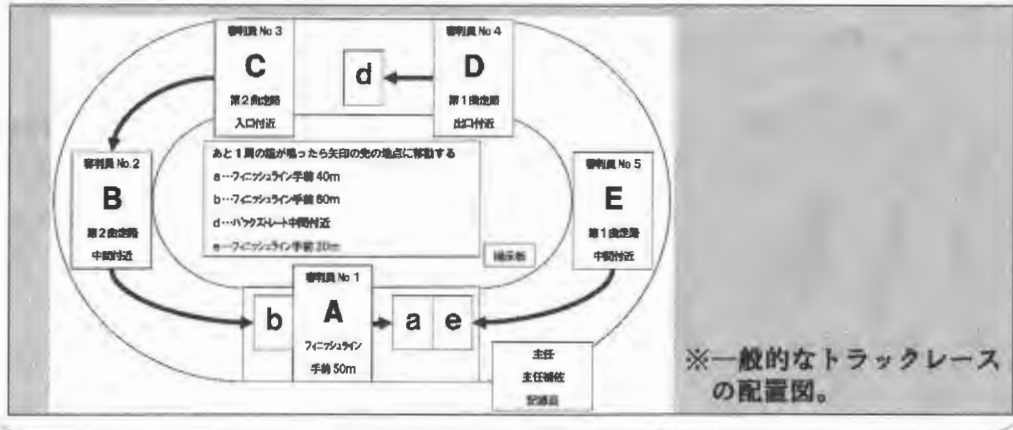
### 競歩における男女混合レースの運営方法

• 対応策

男子のトップ選手がラスト1周となったとき、競歩審判員主任が以下の図の「a」地点に入り判定を行い、他の審判員は移動しない。

これにより、不均衡な配置をなくし適正な判定を行うことができる。

なお、主任はJRWJあるいはそれに匹敵する、例えばJRWJ育成セミナーを受けた方等の力量のある方に主任になっていただくことが望ましい。



## 競技運営上の諸問題 2

### 競歩における男女混合レースの運営方法

【競歩競技で男女混合レースを行う場合の目安と配慮】

① 競技会の規模

同一距離の競歩種目で、男女共あるいはどちらかの出場者が少なく、合計しても多人数とならない場合、競技時間の短縮対策として1組にまとめた混合レースを実施する事は差し支えないが、選手権等の競技会や複数の陸協からの参加者がある場合には男女混合レースはできるだけ避ける（競技規則第147条）。

② 1レースの最大人数（歩型の判定が充分にできる限度）

男女混合で行う場合はその合計は30名以内とする。ただし、男女いずれか8名以内である状況を基準とし、双方が8名を超える場合はたとえ少人数でも男女別に分ける。

③ 先頭競技者が残り1周になった以降の競歩審判員の配置

本連盟主催共催以外の競技会であっても、男女混合で行う場合は、主任が判定に入り、他の競歩審判員は移動しない。なお、主任はJRWJあるいはそれに匹敵する、例えばJRWJ育成セミナーを受けた方等の力量のある方に主任になっていただくことが望ましい。

④ 周回表示板と周回の告知

周回表示板は男女それぞれに用意し、それぞれの先頭に合わせて表示板を操作する。周回遅れの競技者には「周回記録員」の項に示す要領で必ず全員に残りの周回数を知らせる。

最終回の鐘は男女それぞれの先頭競技者に鳴らすのはもちろん、なるべくすべての競技者にも鳴らし、特に、最終競技者には必ず鳴らす。

## 競技運営上の諸問題1

跳躍競技において踏切位置を審判員が教えることの是非

判定審判員は踏切から砂場を離れるまでの一連の行動が規則どおりに行われたか確認して、結果を旗挙げにより提示している。

踏切板のファールは競技者から質問があっても踏切板の粘土に残った痕跡で説明するので違反位置に印をする必要はない。

各競技者に対し踏切位置をマーカーやシューズを置いて教えている競技会が散見されていることに対し、この行為が助力になるのではないかということ、また審判が踏切位置に印をするため立ち上がったりと、余計な動作をすることになり適切な審判活動を阻害しているのではないかと懸念から問題を提起するものである。

フィールド競技ではコーチ席が設けられており、競技者への指導ができるようになっている。

【メモ】

## 競技運営上の諸問題1

②跳躍競技における後追い助走練習

【メモ】

③ 300m 競走の運営方法

【メモ】

## 競技運営上の諸問題 2

(2) ジャベリックスローにおける助走距離計測の指導

### ①問題の背景

ジュニアオリンピックに導入されているジャベリックスローは46～47名によって決勝が行われている。競技開始前の練習で助走開始位置を決める際に、すべての参加者が歩測で行っているため多くの時間を要し運営に遅れを発生させている。

### ②対応策

走幅跳・三段跳・棒高跳と同様に助走路脇にメジャー（リボンロッド）を用意する。  
これを各都道府県の予選会および練習会で実施してもらい、運営の円滑化を図りたい。

【 MEMO 】

## 競技運営上の諸問題 2

(5) ハードル競走におけるハードルの越え方

「Each athlete shall jump each hurdle.」「各競技者は、各ハードルを跳び越えなければならない」の解釈

失格となる場合 168.7

- (a) ハードルを越える瞬間に、足または脚がハードルをはみ出て（どちら側でも）バーの高さより低い位置を通ったとき。
- (b) 故意に競技者がハードルを倒したと審判長が判断したとき。

実際の動作として

- ①振り上げ足あるいは抜き足が、バーのすぐ横でバーよりも低い位置を通ったとき
- ②-(1) 振り上げ足の踵がバーに当たり、ハードルを倒した。
- ②-(2) 振り上げ足の踵がバーに当たったが、ハードルは倒れなかった。
- ③-(1) 抜き足の膝・踝・太腿がバーに当たり、ハードルを倒した。
- ③-(2) 抜き足の膝・踝・太腿がバーに当たったが、ハードルは倒れなかった。

が考えられるが、

- A) 踵・膝・足首が当たれば、高さがハードルに達していないので失格なのか
  - B) 踵・膝・足首が当たっても、倒れなければ跳び越えていると見なすのか
  - C) 踵・膝・足首が当たっても、跳び越える動作をしていれば不問に付すのか
- いずれが妥当なのか？

【 MEMO 】

## 200mでのスターターの立つ位置（推奨位置の追加）

現在の200mでのスターターの推奨位置（1レーンスタートライン後方10mの7レーンの位置）では、7レーン以降の外側レーンの競技者が重なり、微妙な動きの確認が出来ないとの指摘があったため、更に確認しやすい位置について、昨年8月に実施された神奈川県記録会にて検証を行った。その結果と、新たに追加する推奨位置について報告する。

### 1. 神奈川県記録会における検証状況

スタートルールは、2回目以降の不正スタートは誰でもが失格を適用。

#### 1.1 検証位置

検証した位置として、既に提案の有った1レーンスタートライン後方10mのインフィールド内（昨年日本選手権にて適用した位置）にて、どの位置が最適なのかを次の3箇所を検証した。

①縁石より1m以内。②縁石より2mの位置。③縁石より4mの位置。

#### 1.2 試行状況

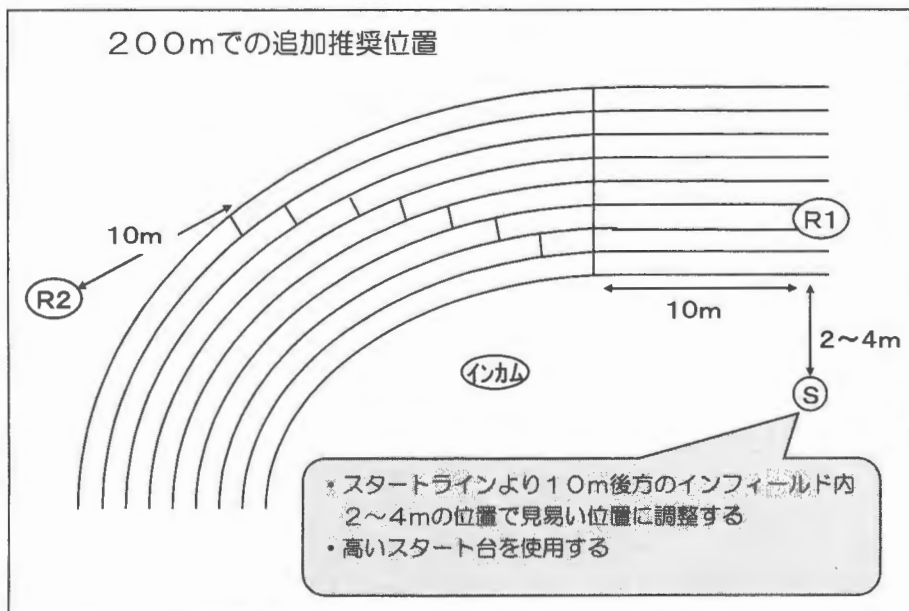
- 1) 8月16日（2日目）に実施の200m（男子×37組、女×12組）にて、4名のスターターが、それぞれ①②③の位置にて検証を行った。
- 2) スタートの状況としては、不正スタート×4、警告×7であったが、この動作をスターターは全て確認していた。

#### 1.4 スターターの見解

- 1) 競技者が重ならず、一目で全員の動きが確認出来る位置として、4名の見解が一致したのは、③の4mの位置であった。
- 2) ②の2mの位置については、スターターの身長差（ほぼ170cmが境）により見解が分かれた。170cm以上では、この位置でも問題なしであったが、170cm以下では1～3レーンの競技者が重なり微妙な動作の確認が出来ないとの事であった。
- 3) ①の縁石1m以内については、4名共に1～4レーン（長身者は、3・4レーン）が重なり、適切な位置ではないとの見解となった。
- 4) 競技者の後方左側面から見ているので、リコール時に該当レーンの確認（レーンナンバー標識による）が瞬時に出来ない事が有った。  
腰ナンバーカードが左にも付いていると確認し易くなると思う。
- 5)トラックの外に待機している競技者の動きが、6～8レーンの競技者と重なり、スタート合図時に混乱しそうになった。誤判定の発生も考えられるので、待機競技者のコントロールが必要。

### 2. 追加する推奨位置

以上の試行の結果、下図の位置を200mでの推奨位置として追加する。



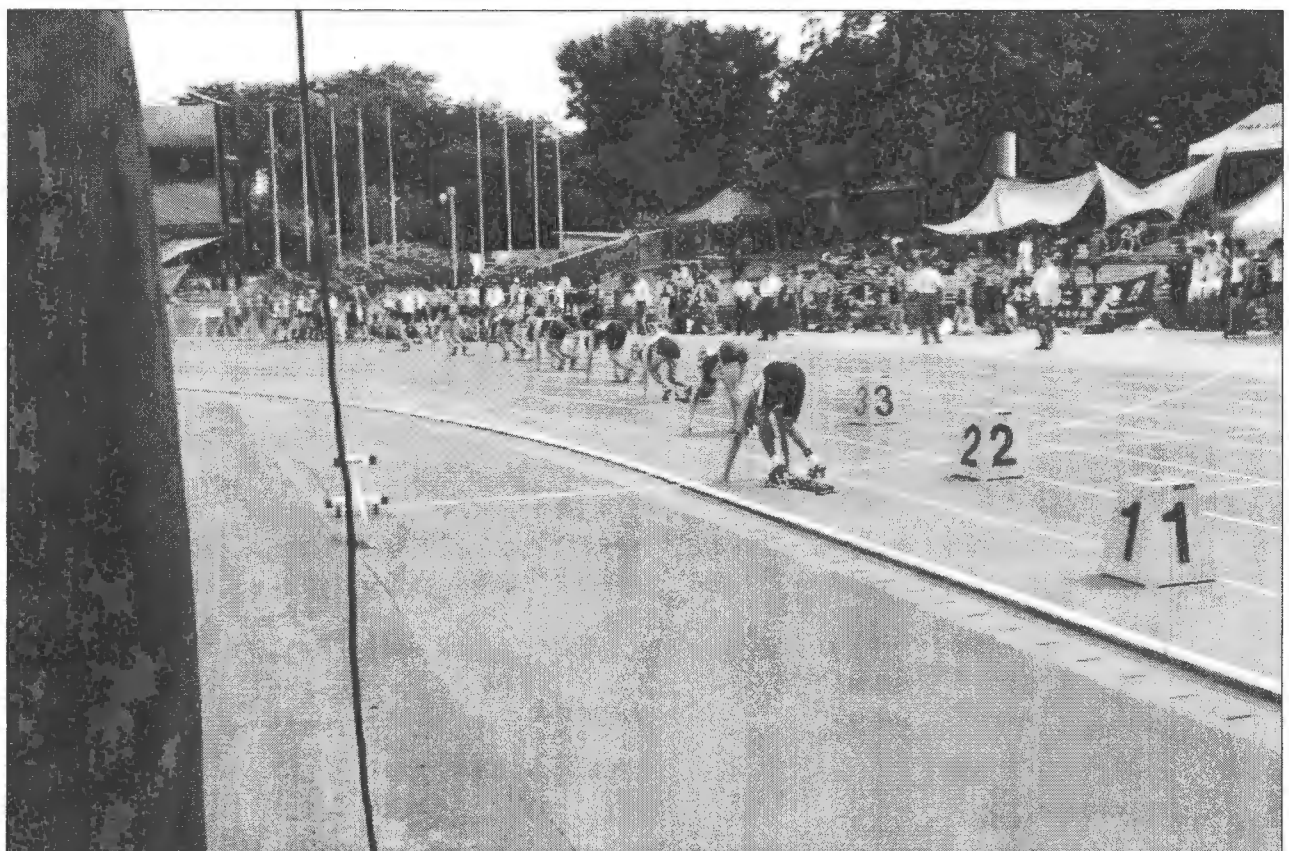
### 3. 適用時の注意事項

諸条件が整わない場合は、従来の位置（1レーンスタートライン後方10mの7レーンの位置）とする事。（以下事例等）

- 1) Bゾーンの200mスタート側で投てき競技（円盤投げまたはハンマー投げ）が行われている時。投てきが左のトラック側に逸れた場合、危険な位置となるため。
- 2) 競技場設備の制約（信号器に接続するピストルケーブルが短い等）により、配置が困難な場合。

### 4. 追加推奨位置でのスタート風景

- 1) 全ての競技者が重ならず確認出来る。
- 2) リコール時にレーンの確認（レーンナンバー標識による）が瞬時に出来ない事が有った。
- 3) トラックの外に待機している競技者の動きが、6～8レーンの競技者と重なる。





2014 年度全国競技運営責任者会議報告資料  
平成 26 年度全国中学校体育大会  
第 41 回全日本中学校陸上競技選手権大会を終えて

香川陸上競技協会

- 1 開催期日 平成 26 年 8 月 17 日～20 日
- 2 開催場所 香川県立丸亀競技場 大会スローガン「若人よ 蒼き四国で 熱くなれ！」
- 3 競技役員・生徒役員・参加校・参加生徒
  - ・競技役員数（男：346、女：182） ・生徒役員数（男：261、女：170）
  - ・参加校数（男：632、女：475） ・参加生徒数（男：952、女：792）
- 4 優秀競技者一覧
  - (1) 優秀競技者・文部科学大臣賞
    - 男子：宮本 大輔（周南市立周陽中学校 3 年）100m(10.57)、200m(21.65) ※2 種目優勝
    - 女子：進堂 りか（大阪市立淀川中学校 3 年）砲丸投げ(16m14) ※大会新記録
  - (2) 混成競技優秀競技者（ウィッシュマン賞）
    - 男子：北村 一真（さいたま市立大原中学校 3 年）2949 点  
（110mH 14.58(-0.4)、砲丸投(14m02)、走高跳(1m71)、400m(51.07)
    - 女子：進堂 りか（大阪市立淀川中学校 3 年）2894 点  
（100mH 14.08(-0.2)、走高跳(1m46)、砲丸投(10m46)、200m 26.08(+2.0)）
- 5 反省点
  - (1) 事務局では、前回開催時の反省も踏まえ、式典、競技運営、宿泊・輸送、強化の 4 つの柱をどのように運営していくのかが大きな課題でした。
  - (2) 総務部
    - ・庶務の仕事が多く、割り振りが大変であった。
      - 競技関係と役員関係に分けられるので、監督会議で配布する資料の作成、届出用紙の把握、のぼり抽選について、総合案内と連携、受付対応、苦情対応等と、審判員受付について、弁当について、プログラム関係等に分割する。
    - ・監督会議等で配布する資料作成
      - 大会までに用意しなければならない資料が多く、人手が足りなかった。事前に参加校でダウンロードして準備している学校もあり、配付する資料を検討してもよい。
    - ・届出用紙の把握
      - 各届出用紙毎に提出されたら、次にどこにもって行くのかを細かく決めておいたほうがよい。
    - ・総合案内との連絡
      - 陸上関係者がいなかったため、プログラム販売に記録証や記録集の申し込み等も重なり、大変であった。陸上事務局関係者がいれば、少しは緩和されたのではないかと思う。
    - ・審判員の対応（受付）について
      - 人数の確認、ウェア引渡、弁当、控え場所の割り振りや氷の確保等のことを事前に準備しておく必要がある。
  - (3) 競技部
    - ・「競技運営のフェアプレー」フライング判定装置の導入、リアクションタイムの発表をした。
    - ・「災害発生時の安全確保」避難経路、避難場所の確保、競技役員による誘導、大型映像装置とアナウンスの連携、プログラムへの避難場所・避難経路図を掲載した。
    - ・「競技役員の連携」各部署の主任配置（陸協主任、中学部主任）※縦と横の連携組織の確立。
    - ・「総務員分担」抗議、報道、庶務、審判、情報処理、競技進行、宿泊輸送 ※役割分担をした。

- ・「四国4県」の陸協から審判協力がありました。
- ・NHKからの要望により、競技時刻（トラック種目）の変更を行った。女子100m決勝以降の競技開始時刻を25分間遅らせたことにより、最終打合会議、監督会議での周知と大型映像装置・アナウンスでの周知、会場内掲示板での周知を行った。
- ・アウトフィールドでの撮影で、9レーンぎりぎりまでの撮影があったので、選手に圧迫をかけない範囲で対応していただいた。（報道）
- ・コーチングボックスのエリアが狭かった。エリアの拡大と、2ピットの場合は増設で対応した。
- ・雨天練習場の使用について要望があった。避難場所として設定しているためにお断りした。
- ・招集時刻に遅れそうな選手への呼び出しは、ブロック長に連絡をしてほしい。
- ・練習会場のハードル設置について、インターバルの変更を求めてきた。移動は認めなかった。
- ・リレーの決勝ゴール後に、優勝チームの選手をブロック長が誘導した。その際、ゴール付近のインタビューエリアまでの最短距離を移動した。（NHK放送対応）

#### （4）式典部

- ・競技前日に開会式が行われることから、選手の移動等によって生じる疲労などを考え、前回大会と同じく競技場に隣接している丸亀市民体育館で開会式を行った。
- ・開会式については、丸亀市中学校体育連盟を中心に運営した。前回大会では会場設営に苦労したが、今回は業者委託としたことにより、より式典会場らしく設営できた。
- ・開会式には一部の選手しか参加できないため、開会式を撮影しておき競技開始前などの時間を利用して、競技場の大型映像装置で紹介するといった工夫があれば良かったと思う。
- ・香川県出身で過去の大会優勝者にプレゼンターをお願いしたことは、入賞選手のモチベーションアップにつながると思えるため、今後の大会でも可能な限り継続してもらいたい。

#### （5）協力役員・生徒役員統括部

- ・本県では公認審判員の絶対数が少なく、生徒補助員や陸上部顧問以外の中学校教員の手を借りなければ、大会運営が難しい状況であった。そのため、陸上部に所属している生徒補助員については、大会での補助員養成を行ってルールやマナーの指導を行ってきた。
- ・リハーサル大会では、選手として参加しながらの補助員養成であり、実際にリハーサルが行えたのは直前の四国総体のみであった。そのため、審判部署によっては少ない人数での運営となった所もあり、実際の大会規模に近い状態でリハーサル大会を行う必要性を感じた。
- ・その他の生徒補助員や中学校教員については大会本番のみの依頼となり、その内容も環境整備や駐車場係など暑い中での業務がほとんどで、負担も大きかったように思える。

#### （6）宿泊輸送

- ・宿泊輸送の課題は丸亀競技場と宿泊場所として最大の数を確保できる高松市内の距離が離れているという点でした。また公共交通機関でのアクセスも難しく、宿から会場までをどのように移動するのが大きな課題でした。それらの課題に対して、ホテルと競技場を直送するピストンバスを設定して対応しました。大きなトラブル無く実施ができましたが、競技開始時間とピストンバスの設定にずれがあり、タイムテーブルが確定する前にバスのスケジュールを決めないといけない部分が非常に使いづらいという話になりました。時間設定や、バスの廻し方に課題があったかと思えます。・宿舎の面では、香川県で開催される4競技の日程を重ならないようにずらせたことが、宿泊先の確保につながられたと思えます。

最後になりましたが、本大会を運営するにあたりご指導・ご支援を賜りました（公財）日本陸上競技連盟・（公財）日本中学校体育連盟、また、私たちに貴重な資料を提供していただいた昨年までの開催都道府県の実行委員会の皆様に厚く御礼申し上げます。

## S級公認審判員 申請 ・ 昇格候補者数一覧

都道府県名	申請	昇格候補者数
1. 北海道	14	14
2. 青森	3	3
3. 岩手	6	6
4. 宮城	7	7
5. 秋田	3	3
6. 山形	3	3
7. 福島	2	2
8. 茨城	5	5
9. 栃木	5	4
10. 群馬	4	4
11. 埼玉	3	3
12. 千葉	9	9
13. 東京	49	49
14. 神奈川	10	10
15. 山梨	4	4
16. 新潟	1	1
17. 富山	2	2
18. 石川	3	3
19. 福井	1	1
20. 長野	2	2
21. 静岡	9	9
22. 愛知	4	4
23. 岐阜	8	7
24. 三重	0	0
25. 滋賀	5	5
26. 京都	7	7
27. 大阪	15	15
28. 兵庫	4	4
29. 奈良	0	0
30. 和歌山	1	1
31. 鳥取	3	3
32. 島根	4	4
33. 岡山	5	5
34. 広島	4	4
35. 山口	1	1
36. 徳島	0	0
37. 香川	4	4
38. 愛媛	1	1
39. 高知	0	0
40. 福岡	12	12
41. 佐賀	2	2
42. 長崎	0	0
43. 熊本	5	4
44. 大分	5	5
45. 宮崎	0	0
46. 鹿児島	4	4
47. 沖縄	2	2
計	241	238

## 2014年度 公認審判員数

2014年12月31日現在

NO	陸協名	S級		A級		B級		合計		合計
		男	女	男	女	男	女	男	女	
1	北海道	190	14	267	30	723	179	1,180	223	1,403
2	青森	75	2	96	5	381	81	552	88	640
3	岩手	85	1	114	18	402	47	601	66	667
4	宮城	94	6	160	31	394	94	648	131	779
5	秋田	99	0	119	8	476	57	694	65	759
6	山形	89	0	152	12	448	105	689	117	806
7	福島	115	5	279	27	324	95	718	127	845
8	茨城	71	3	149	15	323	67	543	85	628
9	栃木	53	2	86	5	167	40	306	47	353
10	群馬	77	1	105	5	546	84	728	90	818
11	埼玉	82	0	345	46	328	72	755	118	873
12	千葉	93	3	242	20	751	145	1,086	168	1,254
13	東京	386	37	402	87	400	135	1,188	259	1,447
14	神奈川	211	1	281	21	1,019	214	1,511	236	1,747
15	山梨	94	4	136	24	323	88	553	116	669
16	新潟	78	0	160	5	771	134	1,009	139	1,148
17	富山	87	3	160	12	209	45	456	60	516
18	石川	83	4	130	8	314	69	527	81	608
19	福井	37	1	78	3	255	42	370	46	416
20	長野	118	0	119	7	501	108	738	115	853
21	静岡	192	6	249	34	539	150	980	190	1,170
22	愛知	110	4	160	11	603	179	873	194	1,067
23	岐阜	60	3	142	13	300	68	502	84	586
24	三重	39	0	95	10	304	94	438	104	542
25	滋賀	77	1	223	21	300	112	600	134	734
26	京都	106	5	178	16	674	247	958	268	1,226
27	大阪	147	5	337	63	672	226	1,156	294	1,450
28	兵庫	82	2	279	15	641	92	1,002	109	1,111
29	奈良	5	0	59	5	218	68	282	73	355
30	和歌山	22	0	113	9	302	96	437	105	542
31	鳥取	50	2	129	16	76	16	255	34	289
32	島根	69	4	147	23	434	84	650	111	761
33	岡山	55	3	232	41	234	94	521	138	659
34	広島	161	7	236	26	457	112	854	145	999
35	山口	107	2	166	20	334	56	607	78	685
36	徳島	19	2	78	8	133	63	230	73	303
37	香川	27	0	136	7	141	58	304	65	369
38	愛媛	45	2	136	9	270	90	451	101	552
39	高知	34	1	101	14	118	47	253	62	315
40	福岡	172	8	283	34	716	235	1,171	277	1,448
41	佐賀	59	0	105	14	110	38	274	52	326
42	長崎	47	4	102	5	364	80	513	89	602
43	熊本	83	4	204	26	210	60	497	90	587
44	大分	89	2	141	28	307	117	537	147	684
45	宮崎	35	4	87	11	315	79	437	94	531
46	鹿児島	77	2	172	25	478	144	727	171	898
47	沖縄	55	1	106	11	114	53	275	65	340
		4,241	161	7,976	904	18,419	4,659	30,636	5,724	36,360

この資料は日本陸上競技連盟競技運営委員会資料より転載致しました。